

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査）

村尾誠一



結論

黄少光氏から提出された博士学位請求論文「奈良・平安朝日本漢詩の詩律的研究」について、論文審査と口述による最終試験の結果、審査委員会は一致して博士（文学）の学位を授与するにふさわしい研究であるとの結論に達した。

なお、審査委員会は、村尾誠一を主査とし、副査として、万葉集・懷風藻を中心に上代日本の詩歌を研究する國學院大學教授辰巳正明氏、菅原道真を中心に平安文学を研究する東京大学大学院助教授藤原克巳氏、学内の、沓掛良彦氏・三枝壽勝氏の五名で構成された。

論文の概要

この論文は、奈良・平安朝における日本漢詩について、詩律という観点から論考した研究である。平安朝でも、主とした考察対象は『古今和歌集』以前であり、日本文学史の上では、八世紀・九世紀という早い時期（調査および若干の言及は十一世紀初頭にまで及んでいる）における漢文学を対象としている。この論文は二部からなり、第二部に立論の根拠となる調査の結果を示し、第一部において、それに基づく論を展開している。

漢詩はいうまでもなく本来は中国における詩であり、中国語の声律により形成される韻文である。外国語として、しかも訓読を前提に作られる日本における漢詩も、基本的には中国の詩律に従い作られる。この時代の日本の漢詩を考察する上でも詩律に関する考察、特に唐代以後の近体詩の詩律の受容の考察は不可欠である。しかしながら、近体詩の詩律は基本的には整然とした規則であるが、中国においても実際の運用では様々な例外が生じ、それは創作手法として認知されていて、極めて繁雑な様相を呈している。まして、日本においては、さらに規則からの逸脱が観察され、ますます複雑な様相を呈していることがすでに報告されている。したがって、個別な詩律の考察は注釈などにおいても当然なされているが、詩集を悉皆的に調査し、総括的な考察を試みようとすることはほとんどなされていなかつたといってよい。悉皆調査自体が地道で時間のかかる作業であること、こうした考察の重要性は認識されながらも敬遠される理由である。この論文は、対象とする時期の現存作品の詩律の悉皆調査を基に、その考察を試みた研究である。論の基本的な骨格として、中国近体詩の詩律の、この時期の日本における受容の様相が、史的に実証的に明らかにされている。

以下、本論を形成する第一部を構成する各章の内容を簡単に辿る。

第一章「序論」は、『懷風藻』の序文を検討し、そこに、唐代の詩集の序文と共に通する文学理念を見出すことから始める。その場合も、叙述のスタイルに注目し、詩集の体裁、詩人や詩の数へのこだわり、命名の由来や作者の官位などを明示するという傾向など、目に見えるスタイルの共通性を取り口として、理念の共通性を見出そうとする。この論文の、基本的には目でしっかりと捉えられる具体的で明白な根拠に基づき論述を進めるという姿勢がすでに示されている。その上で、本章では日本の漢詩を日本文学史のみの問題として扱うのではなく、中国を中心とした漢詩の歴史の中でも扱うという、この論文の独自性の

一つを示す提言へと繋げる。

第二章「詩と詩律」は、中国の近体詩形成史と近体詩研究史の概説である。四声八病論から脱して平仄二声論による近体詩規則の成立と展開を概説し、その研究史を追う。さらに、容認された規則違反である「妥協方式」と名付けられる、「拗求」「特殊形式」などにもふれる。すでに知られた事実や論点をもとにした概説であるが、後の論述に対する基礎的論拠を整理するものとして不可欠な章である。また、規則の背後の「気」などの思想的な側面に関しても言及する。

第三章「日本漢詩の曙—上代漢詩『懷風藻』と中国詩律—」から本論が始まる。この章では奈良時代の『懷風藻』所収の漢詩の詩律の悉皆調査をもとに、従来六朝的な詩風とされていたこの集についても、後期のものには近体詩を意識した作品が明らかに見られることを指摘する。各句を構成する平仄の配列のみならず「粘」の実現がなされていることに注目して、そのことを実証するものである。そして、それを初唐から盛唐への中国における近体詩確立の歴史との関連で位置づけ、日本文学史の問題のみならず、東アジアの文学史という文脈の中での問題性も指摘している。総括的な部分となる第三節「『懷風藻』の詩律考」は、『懷風藻』における詩律からの逸脱の原因を四つの観点（四声の問題・七世紀の中国音韻の問題・訓読の問題・中国における近体詩の市民権の問題）から述べる。

第四章「勅撰三集の詩律考」は、平安時代初期の『凌雲集』『文華秀麗集』『経国集』からなる勅撰三集の詩の詩律の悉皆調査の具体的な記録である。すべての作品について、近体詩の規則に合致しているか、どのように逸脱しているか、その逸脱はどのような性質を持つのかを、追求したものである。すでに先行する注釈などで触れられている問題もあるが、総てに亘って第二部に示される独自な調査の上での記述であり、先行研究を訂正する指摘も少なからずなされている。この論文の背骨ともいべき部分である。

第五章「勅撰三集と中国詩律」は、第四章の成果を、勅撰三集における近体詩の実現という観点からまとめたものである。結論としては、勅撰三集の時代にあっては、近体詩の規則を十分に理解し受容して詩作がなされている様が帰納的に実証されている。しかし、一方では、近体詩でない古体詩や雜言詩といった詩体も、近体詩の理解の上で大いに取り入れられて、多様な詩体により詩作が試みられている様も示されている。そして、そのような、近体詩を中心としながら多様な詩体が混在する状況を、中国における中唐の状況に重ねる。さらに、用韻に対する詳細な検討も展開し、中唐におけるそれとの共通性も指摘している。江戸時代以来言われていた中国と日本との詩学レベルでの二百年の時差を否定するヴィジョンを開いている。

第六章「勅撰三集の詩人と詩律学—平城・嵯峨・淳和・豊年・岑守を中心として—」は、前二章を承け、さらに、詩人及び詩人グループによる近体詩受容の偏差を論じたものである。一般に勅撰三集の場合は、嵯峨天皇（上皇）に中心があり、その側近グループにより近体詩も確立したと考えられがちである。しかし、嵯峨には意外に厳密な近体詩が多くないと言う事実がすでに見えている。むしろ前の時代の平城天皇と側近の方がその規則に忠実である。このあたりの現象の解釈に挑んだのがこの章の中心課題である。ここでは、彼等の近体詩によらない詩律の作品を検討した結果、それは近体詩の規則に熟知してはじめてなしえる詩律の形成であることを実証する。そして、近体詩に熟知しながらあえて異なる古体詩や雜言詩というより自由な詩体を選ぶ嵯峨天皇とその側近の詩作態度を明らかに

する。

第七章「『田氏家集』『菅家文草・菅家後集』とそれ以後の日本漢詩と規則意識」は、勅撰三集以後、九世紀後半の近体詩受容について、詩律の悉皆調査を基に論述したものである。そこでは、近体詩の規則受容がいよいよ成熟した様子が観察されるが、そこに見られるいくつかの顕著な破格の傾向について論じたものである。従来それらは日本における規則受容の限界のように述べられてきた。この論では、中国における近体詩の違則の許容、「拗救」の問題を考え、さらに、「孤平」の問題にも着目し、第二字の「孤平」は中国でも容認されること、第四字の「孤平」は、後の日本漢詩の例（『扶桑集』『本朝麗藻』の悉皆調査）から日本独自の規範意識として発展することを実証する。また、「四声交替」による「避上尾」という盛唐以後に意識されるようになった音声上の高度な技法すら駆使する様が明らかにされる。今までの日本漢詩の研究を新たな段階に導く論考となっている。

第八章「新撰万葉集の形成—その詩律の考察に通して—」は、補論的な性格の章である。菅原道真の関与が指摘されながら謎の多かった和歌とその「漢訳」詩からなる『新撰万葉集』の成立に関する試論である。この集は、前半と後半の詩に大きな落差があり、後半の詩は極めて破格である。この論では、前半の詩については近体詩に従い、かつ今まで問題にされてきた破格も、前章で見た道真の「破格」の範囲に入ることを新たに実証し、その作者として道真作である可能性をさらに強めるものとなった。後半については、道真門下の作で、道真による完成を待ちながらも、遣唐使の廃止により放擲されたものと考える。この論では、そもそも、この集を遣唐使により中国にもたらすもの、中国に和歌の存在を知らしめるものとして編纂されたという立場に立つ。

以上を第九章「結論」において総括し、今後の展望を開き大尾とする。276ページからなる論である。

以後、第二部は、「奈良・平安朝日本漢詩の声律考」として、対象とした時代の詩集所収作品の詩律を悉皆調査した結果が示される。取り上げた詩集は『懐風藻』『凌雲集』『文華秀麗集』『経国集』『田氏家集』『菅家文草・菅家家集』『新撰万葉集』『扶桑集』『本朝麗藻』の九集である。最後の二集については、第一部での言及は若干にとどまるが、今後の論者の研究の進展の布石であると共に、『新撰万葉集』以前に関する言及を相対化するためのいわば隠れた根拠（第七章ではやや露頭しているように）となっていることは言うまでもない。255ページから成る資料である。

審査の概要及び評価

この論文は、対象とする時期の現存作品の詩律の悉皆調査を基に、その考察を試みた、意欲作である。この論文を構成する各章は、多くがすでに関連諸学会に報告され、活字としても発表された論考から成っている。それらは高い評価を得、論者はすでにこの分野では定評のある研究者としての位置を獲得しているといつてもよいだろう。我々の評価も、学会の評価と一致するものである。すなわち、この論文は、日本漢詩研究の分野において、確実な貢献を果たし得ている優れた学術論文であり、さらに、この成果は広く引用され、利用され、近接する分野を含めて研究を活性化するだけの力を持っているものと、あらためて判断するものである。

以下、そのように判断する主な根拠を6点にわたって簡潔に示しておく。

1, 第二部として示された現存の奈良時代および平安時代前期における漢詩の声律に関する悉皆調査は、今まで誰もなしえなかつたものであり、多大な労力と高い学力による成果と考える。この論考のすべての骨格をなしその実証性を支える。また、従来の研究における詩律に関する言及、就中この分野の研究の金字塔的な成果である小島憲之氏の研究を訂正する箇所も少なくない。今後の研究に対して、貴重な基礎資料となり得ている。

2, 中国における詩律研究の成果、特に王力氏の纏め上げた成果を、中国の詩作品における再検証をしながら、あらためて日本漢詩を論じるための有力な根拠として紹介し得ている。特に容認された規則違反である「拗救」や「特殊形式」などの意義を、改めて実証的に提示し得たことは、日本における漢詩研究の進展のための大きな成果であった。

3, 日本の初期における漢詩の歴史を、中国の規則の受容という視点からさらに、中国における近体詩形式の形成史の中に取り込むような視点をも得ている。日本を中国文化圏のひとつの「辺境」として位置づけ、東アジアという広い視野からの考察する可能性をも提示する。そうした立場に立とうとする論もすでにあるが、目に見える事実を基にした実証による提示となっている点は秀逸である。

4, 『懐風藻』の詩律の分析により、奈良時代の詩人達もすでに、近体詩の規則を受容しそれに基づく詩作がなされている様子が実証的に示されている。それを文学史的な見取り図として説得的に提示し得ている。

5, 平安時代初期における勅撰三集の詩律を悉皆的に調査することにより、日本における近体詩の本格的な受容期の様相が実証的に明るみにされている。詩人や詩人の集団による受容の様相の異なりも明らかにし、就中、勅撰三集の中核である嵯峨天皇（上皇）を中心とした集団の近体詩規則の受容と独自な展開を実証的に明らかにしたことは、新たな視野の提示である。さらに、中国における近体詩の展開史の中にそれらを位置づける準備を提示した点も、今後の新たな研究課題を開くものである。

6, 日本における漢文学の成熟の段階である菅原道真とその周辺の詩作に見られる近体詩規則からの逸脱の位相の意味を明らかにしたことは、道真の文学史的位置付けを考える上でも重要である。

以上の点は、何よりも日本漢文学史、さらには日本文学史の研究の進展に、大きな寄与があるものと認められるであろう。

無論、この論文に問題がないわけではない。以下、問題とされる点について述べておく。これらは、口述による試問でも議論された問題であり、そのことも含めて記す。

1, 日本のみならず古典文学研究の場合、最初に問題になるのが本文の問題である。この論文の場合、詩律に関する緻密な調査に比して本文に対する配慮がやや欠けるように思われる。写本に帰つての検討もなされるべきだろう。しかし、本論文で対象とした作品については、書誌学上の状況が様々であり、本文研究も十分進展していない。そもそも、漢詩研究の場合、詩律の可否が本文研究上の有効な判断基準となるという事情がある。したがって、この研究が先行し、後に本文批判がなしえることにもなる。そのことは論者も十分自覚し、現に、論中の多くの箇所で、詩律を根拠にした本文批判に言及している。

2, 最新の日中における漢詩研究の成果に関する参照が十分なされているかは問題があろう。現状で論文の実証性は十分保たれるレベルであるが、今後、中国文学史との連動の中でこの問題をさらに追求するに当たって、そうした方面の研究を十全に参照する必要があ

るだろう。

3, 論旨の展開のさせ方にやや未熟な点が残り、一見すると全体の整合性を迷わせかねない論述が見られる。全体として、論の骨格は十分に通っているのだが、そこから考察される問題同士の、特に章をまたいだ関連づけが十分ではない場合が見られる。

4, 論述がやや荒削りである。日本語を母語としない論者にとって不可避の面もあるが、より緻密な文章の見直しが必要であろう。

5, 漢詩を論じる上で、基本的であり、不可欠な問題であるが、詩律の問題を正面から取り上げた論文は、やや特殊な分野に属することの自覚が必要である。文章の表現ができるだけ平易にする努力と、説明を惜しまない努力がもっと必要であろう。限られた専門家のみではなく、広く文学の研究に資するものとなるような論述上の努力を必要とするだろう。

6, 東アジアという視点に立ちながら、日中以外への目配りが見られない。その可能性については審査委員間でも様々な見解があるが、今後の課題となろう。また、同様な視野の提示として、小西甚一氏の研究への言及がもっと必要だろう。

7, 場合によっては規定の詩律を相対化する概念として、論文中にしばしば言及される「内在リズム」という概念の規定が曖昧である。論者は「氣」などを背景とした重要概念として自ら明確に定義しているつもりだが、その説明も説得力に欠けた。審査員間でも意見が続出したが、詩の内容との関わり、日本語との関わり等々波及するところが大きい概念なので、さらに論究する必要と意義が確認された。

なお、上記の問題以外にも、口述試問では、はたして、正しい平仄、正しい韻の詩が良い詩なのかというような根本的な問い合わせ、日本漢詩へ影響を与えた中国の詩のジャンルとして樂府の持つ問題も大きいのではないかという提言、ヨーロッパのラテン語による詩作などを視野に入れ、もうすこし普遍的な詩の言語という立場からの視点も可能であるという指摘などもなされた。また、論中に使われた「辺境」という言葉の文化概念としての捉え方に関しても批判と提言がなされた。

言うまでもないことだが、以上の問題点は、この研究で成し遂げられた成果を否定するものではない。よって、審査委員会では全員一致して、最初に述べた結論に達した次第である。